平成２１年（フ）第１２５３号
京都府宇治市大久保町上ノ山43番地の１　藤和ライブタウン宇治大久保501号
債務者　廣岡　康昭
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
熊本県宇城市不知火町松合1738番地
債務者　江村扶美子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　素士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６４８号
福岡市早良区原８丁目12番16号
債務者　入江　**重**徳
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１号
山形市印役町５丁目３番73号
債務者　岩田　祐子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１５号
山形市銅町２丁目19番18―912号　銅町住宅
債務者　安孫子秀治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２０号
山形市小白川町５丁目７番44号
債務者　山川　義彦
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２１号
山形市鈴川町４丁目３番13号
債務者　中村　真治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２２号
山形市鈴川町４丁目３番13号
債務者　中村　恵利
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２９号
山形市蔵王半郷761番地
債務者　古澤　　陽
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５６号
山形市大字古舘148番地の９
債務者　札野　勝美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７７号
山形県尾花沢市上町５丁目５番19号、前住所山形市松山２丁目９番13号
債務者　柏倉　　功
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２２号
函館市松陰町18番20号
債務者　菊池　京子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
北海道茅部郡鹿部町字本別531番地91
債務者　三ツ堀泰幸
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３４７号
函館市古武井町128番地
債務者　成田　彊子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７１６号
名古屋市天白区中平１丁目1302番地　アビタシオン中平403号
債務者　小倉　貴志
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７７１号
名古屋市港区泰明町３丁目１番地の１　泰明荘１棟311号
債務者　犬飼　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５８号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田3390番地１
破産者　有限会社大利根商会
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田3390番地１
破産者　有限会社アプリコットオフィス
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所